

平成 18 年 5 月 3 1 日

居宅介護（介護予防）支援事業者 様

健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

平成 18 年 4 月介護保険制度改正に伴う居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の取扱いについて

平素は、本市介護保険事業に多大なるご協力とご理解をいただき、誠にありがとうございます。

平成 18 年 4 月に施行されました介護保険制度改正により、従前の居宅介護支援に加え、要支援認定を受けられた方に対する介護予防支援が新たに創設され、この介護予防支援業務については、同時に創設された介護予防支援事業者（地域包括支援センター）がその役割を担うこととされております。

これにより、要介護認定等を受け、居宅サービス等を利用する場合にあらかじめ保険者へ届出すべき「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下、「サービス計画作成依頼届」という。）についての取扱いを下記のようにいたしますのでご注意くださいようお願いいたします。

なお、平成 18 年 4 月に創設されました地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護につきましても、給付管理業務を行っていくこととなっておりますことから、利用される際にはサービス計画作成依頼届が必要となりますので併せてお知らせいたします。

記

1 趣旨

平成 18 年 4 月介護保険制度改正により、予防給付の見直し、そのサービス計画の作成業務を含む介護予防支援の創設がなされ、予防給付を介護予防支援を受け受給するには、あらかじめ介護予防サービス計画の作成を依頼する旨を保険者へ届け出ることとなった。

また、介護予防支援は従来の居宅介護支援とその実施主体を異にしており、要介護認定者がその後の更新認定等により要支援認定を受けた場合等については、あらためてサービス計画作成依頼届を提出することが必要となる。

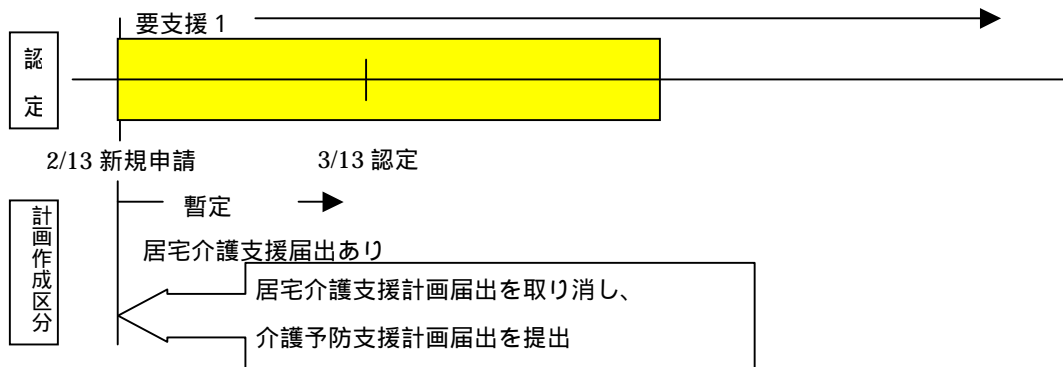
2 サービス計画作成依頼届の取扱い

従前の要介護認定によりサービス計画作成依頼届を提出し、介護保険サービスを利用していた者が更新認定により要支援認定となった場合等のサービス計画作成依頼届の取扱いは、次の表の通りとする。

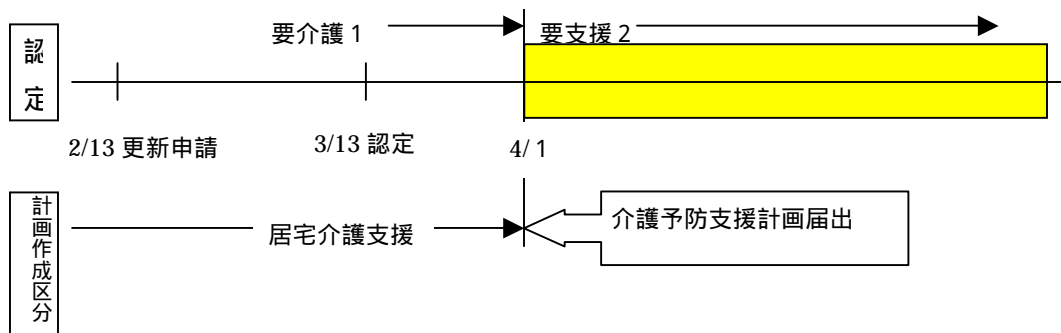
従前の 要介護認定等	新 要介護認定等	サービス計画作成依頼 届の提出	備考
なし	要介護 1～5 要支援 1・2	提出が必要	要介護認定等の有効期間切れ及び一旦非該当になったことによる新規申請に基づく認定の場合も同様。
要支援 1・2	要介護 1～5	提出が必要	
要介護 1～5	要支援 1・2		
要支援 1・2	要支援 1・2	提出不要	居宅介護(介護予防)支援事業者を変更する場合はサービス計画作成依頼届の提出を要する。
要介護 1～5	要介護 1～5		

【参考：サービス計画作成依頼届に係るイメージ】

パターン 1：暫定の届出と認定結果が違う場合



パターン 2：更新申請で要介護 要支援に区分が変わった場合



パターン 3：区分変更申請で要支援 要介護に区分が変わった場合

